

第七回国会 厚生委員会 議 録 第三十二号

(七八〇)

昭和二十五年四月二十六日(水曜日)

午後三時五十分開議

出席委員

委員長 堀川 恭平君

理事青柳 一郎君 理事今泉 貞雄君

理事大石 武一君 理事松永 佛骨君

理事菊田アサノ君

高橋 等君 田中 元君

中川 俊思君 堤 ツルヨ君

出席政府委員

厚生事務官(大臣 官房會計課長) 太宰 博邦君

厚生事務官 (児童局長) 高田 正巳君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

本日の会議に付した事件

児童福祉法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四三三号)

予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律案 (内閣提出第一四四号)

○堀川委員長 これより会議を開きます。

まず日程を追加いたしましたして、児童福祉法の一部を改正する法律案を議題として審議に入ることになりました。まず政府より提案理由の説明を聴取することにいたします。高田政府委員。

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法 (昭和二十二年法律第

百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条、第二十七条第一項第三号、第三十一条及び第三十四条第二項中「療育施設、盲ろうあ児施設」を「盲ろうあ児施設、虚弱児施設、身体不自由児施設」に改める。

第九条第三項中「夫々これを命じ、又は委嘱する。」を「夫々これを任命する。」に改める。

第二十條に次の一項を加える。
前項の妊娠の届出があつたときは、保健所法第一条の規定に基づく政令で定める市の市長は、都道府県知事に、その他の市町村長は、保健所長を経て都道府県知事に、命令で定める事項を、速やかに、報告しなければならない。

第四十三條を削り、第四十三條の二を第四十三條とし、同條の次に次の二條を加える。

第四十三條の二 虚弱児施設は、身体の虚弱な児童に適正な環境を與えて、その健康増進を図ることを目的とする施設とする。

第四十三條の三 身体不自由児施設は、上し、下し又は体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を與えることを目的とする施設とする。

第四十五條中「児童福祉施設の設備及び運営について」を「児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行

う養育について」に改める。

第四十六條第一項中「児童福祉施設の長」を「児童福祉施設の長及び里親」に改める。

第四十八條第一項及び第五十四條中「療育施設及び盲ろうあ児施設」を「盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び身体不自由児施設」に改める。

第五十條第三号を次のように改める。

三 児童相談所に要する費用 (第八号及び第十号の費用を除く。)

第五十條第六号及び第七号を次のように改める。

六 市町村長が、都道府県の設置する助産施設、母子寮又は保育所について第二十二條から第二十四條までに規定する措置をとつた場合において、入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用

七 都道府県知事が、第二十七條第一項第三号に規定する措置をとつた場合において、入所に要する費用及び入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用 (国の施設する乳児院、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、身体不自由児施設又は教護院に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。)

第五十條第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 児童相談所で行う相談及び鑑別に要する費用

第五十一條第一号を次のように改める。

一 市町村長が、第二十二條、第二十三條本文及び第二十四條本文に規定する措置をとつた場合において、入所に要する費用及び入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用 (国及び都道府県の設置する助産施設、母子寮又は保育所に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。)

第五十二條中「第五号及び第九号」を「第五号及び第十号」に、「第五十條第九号」を「第五十條第十号」に、「保育所及び療育施設」を「保育所、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び身体不自由児施設」に改める。

第五十三條の次に次の一條を加える。

第五十三條の二 厚生大臣は、第五十條第六号若しくは第七号又は第五十一條第一号の費用の支弁が適正に行われているか否かについて、当該官吏をして都道府県又は市町村の事務処理状況を、都道府県知事は、第五十一條第一号の費用の支弁が適正に行われているか否かについて、

当該官吏をして、市町村の事務処理状況を、それぞれ其地に付き調査させることができる。

第五十六條第一項中「第六号から第八号まで」を「第六号及び第七号」に改める。

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から、施行する。

○高田政府委員 ちようど大臣が御不在でございますので、委員長のお許しを得まして、私から提案理由の説明をいたします。

ただいま提案になりました、児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

児童福祉法は昭和二十二年十二月公布、二十三年一月より施行され、昨年六月第五回国会におきまして、施行後の経験にかんがみその一部を改正いたしました。が、今次のような理由によつて、その一部を改正する必要が生じたのであります。

今回改正したい第一点は、療育施設を虚弱児施設と身体不自由児施設にわけることあります。第五回国会における改正によりまして、盲聾哑児施設を療育施設からわけて一つの児童福祉施設としましたが、さらに現在の療育施設について見ますと、身体の不自由な児童と、肢体の機能の不自由な児童の兩者を対象とすることになつて

います。しかしこの兩者の保護の方法は性質が異つており、盲聾哑児施設と同

様に、別個の児童福祉施設を考へる必要があるわけでありませう。従つて療育施設を虚弱施設と、肢体不自由児童施設にわけ、前者においては身体の虚弱な児童に適正な環境を與へて、その健康増進をはかり、後者においては上肢、下肢または体幹の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立自治に必要な知識、技能を與へることにしたわけでありませう。

改正の第二点は、中央児童福祉審議会の委員及び臨時委員は、非常勤の国家公務員であり、任命権者である厚生大臣によつて任命せられるので、「委嘱する」という表現をやめたことである。これに伴ひまして都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会の委員及び臨時委員につきましても、同じ取扱ひをすることにいたしました。

次に改正いたしましたのは、妊娠の届出を受理した市町村長の義務についてでありまして、保健所を設置してあります市の市長は、都道府県知事に、その他の市町村長は、都道府県の保健所長を経て都道府県知事に、そのことを報告しなければならぬという規定を新たに設けました。これは都道府県知事が行います母子手帳の交付及び妊娠保健指導と一貫させるためであります。

第四の改正点は、現在厚生省で定められております児童福祉施設の設備基準について、最低基準を、里親における養育についても拡充するというものであります。これは里親委託せられた児童の養育のために必要な点を定めて、里親の養育を科学的、合理的なものとし、児童の健全な育成を保障す

ることを目的としております。そしてこの最低基準を維持するために、行政庁は里親に対して必要な報告をさせ、児童の福祉に関する事務に従事する官吏または吏員に、実地につき監督させることができることにいたしました。

第五に改正いたしました点は、都道府県が支弁することになつております児童相談所に要する費用のうち、設備に要するもの以外の費用を、相談及び鑑別に要する費用と、それ以外の費用とにわけて規定することにいたしました。これは後者の費用が従来の国庫補助金制度から、新しい地方財政平衡交付金制度に切りかえられますため、相談及び鑑別に要する費用と別に規定しておく方が、地方団体の予算の編成上適当と思われるためであります。児童相談所の設備に要する費用と相談及び鑑別に要する費用は、従来通り国庫が補助することになつております。

第六には、これも地方財政平衡交付金によつて交付せられることになりました児童福祉施設入所者、及び里親委託児童の保護費につきまして、入所に要する費用と入所後委託後の保護に要する費用とからなることを明らかにして、予算編成の便に資することにいたしました。同時に、入所後及び委託後の費用は、前に述べました児童福祉施設の設備及び運営と、里親の養育に充てて定められた最低基準を維持するに足るものでなければならぬことといたしまして、都道府県及び市町村における適正なる児童保護費の支弁を確保させることにいたしました。さらにこれまでは、この費用は国庫の補助が十分の入りました関係上、厚生大臣は児童の保護が適正であるかどうかにつ

いて、金の面から地方団体を十分指導できましたが、今後も国庫補助があるとなにかかわらず、地方団体における児童保護費が最低基準に合致し、適正に支弁されることを確保する必要がありますので、新たに規定を設けて、保護費の支弁が適正に行われているかについて、厚生大臣は、当該官吏に都道府県または市町村の事務処理状況を、都道府県知事は、当該官吏に市町村の事務処理状況を、それ／＼実地について調査させることができることにいたしました。

最後に改正いたしましたのは、従来都道府県知事が、本人またはその扶養義務者から徴収することにいたしておりました一時保護に要する費用は、今後徴収しないことにした点であります。これは元来一時保護の性質から見ても、一時保護せられる者、及び扶養義務者は、ほとんど費用負担能力がなく、実際には徴収することができないという事情に基いております。

何とぞよろしく御審議の上、これが制定に御協力をお願い申し上げます。ただいまの提案理由の説明で大体尽きておるのでございしますが、なお若干事務的につけ加えさせていただきますと存じます。

であります。

改正法律案の第一項の「第七条、第二十七条第一項第三号、第三十一条及び第三十四条第二項中「療育施設、盲ろうあ児施設」を「盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設」に改める。」これは一ページの一番最後の行から始まつております第四十三条の次に二条を加へまして、療育施設を虚弱児施設と肢体不自由児施設にわけた。かようなことがあつたので出て参りますので、それに伴う条文の整理であります。

それから「第九条第三項中「夫々これを命じ、又は委嘱する。」を「夫々これを任命する。」に改める。」これはほんとうの系統的な規定でございまして、先ほどの大臣の提案理由の説明にありましたように、従来官吏と民間の方々たちとをわけて規定しておりましたが、さういふ区別をする必要がなくなりまして、この際整理をいたしたい、こういう趣旨でございします。

それから次の「第二十条に次の一項を加える。」というわけで、そこに三行ほどの条文を加えていただきたい。かようなことでございしますが、これもごく手続的な問題でございまして、従来二十条の規定だけでありますので、都道府県知事まで妊娠の届出が達した。なお言葉をかえて申し上げますと、都道府県知事が、保健指導、母子手帳の交付というふうなことを保健所長を動員してやつておるわけでございします。それが従来の規定だけであります。と、特別な市を除きまして、一般の市町村におきましては、妊娠の届出が市町村長だけにどまりまして、保健所長に何ら知らされない、こういうか

つこうになつておりましたので、保健指導、母子手帳の交付というふうなことが、それではしごく都合が悪い。こういうので、それ／＼市町村長が保健所長を経て、都道府県知事にこのことを報告しなければならぬ。かような規定を入れたらどうかという意味合いでございします。

それから「第四十三条を削り、第四十三條の一を第四十三條とし、同條の次に次の二條を加える。」これで四十三條の二と四十三條の三を加えていただきます。現在の療育施設として一本になつております児童福祉施設を、虚弱児施設と肢体不自由児施設とにわけ、こういうことでございします。からだの弱い子と、肢体の不自由な子とは、対象としての児童の性質が違つておりましたので、従つて保護を加へます方法に相違がございします。これはわけておいた方が、事務の実際につつたりましたかと存じまして、この際改正をお願いしたい、かような意味合いでございします。

次の「第四十五条中「児童福祉施設の設備及び運営について」を「児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について」に改める。」児童福祉施設の設備及び運営につきましては、現在の四十五條で最低基準を定めるといふことになつておりました。厚生省令で最低基準を定めてございします。ところがこの里親に委託いたしました場合には、その里親の行う養育については、最低基準を定めることに従来なつておりませんでした。これも今後また／＼里親の制度を普及させて行きたいというときにあたりまして、やはり最低基準を定めまして、その里親の

養育といふものをもう少し合理的に、十分に監督もできるようにして行きたい、かような意味合いでございます。

次の六項でございますが、これも今の里親に關連いたしましたものでございまして、この四十六條は「児童福祉施設の長」の下に「及び里親」を加えて、児童福祉施設の長から、いろいろ報告を求めたり、あるいは最低基準に適合しての運営をやつておるかどうかが、設備は適合してあるかどうかということと監督する、その監督規定の中にも、里親という言葉を入れておきたい。これは前の五項と相關連した改正でございます。

次の項は虚勢施設及び肢体不自由児施設に養育施設をわけましたことに關連いたしまする条の整理でございます。

次は「第五十條第三号を次のように改める。三、児童相談所に要する費用（第八号及び第十号の費用を除く。）」これは平衡交付金に關連をいたしました事柄ではございますが、あまり実体的には意味のない改正でございます。と申しますのは、児童相談所に要する費用の中で、その括弧の中に書いてあります八号というのは、相談及び鑑別に要する費用であり、十号は設備に要する費用でございます。その兩者を除きまして、あとの費用——主として人件費が中心であります。その方は平衡交付金に入ることになり、相談、鑑別、設備に要する費用は、従来通り補助をいたすということに相なりましたので、その二つをわけまして、平衡交付金に入つたものと、補助金に残つておるものとを規定上わけますことが、地方団体予算を編

成する場合等に便宜かと存じまして、さうにわけたわけでありませう。あまり実体的な改正ではございません。

その次の項、これと一つ飛びまして、三ページの一番最後の行から始まつております項、その次の項、この辺が平衡交付金に關連いたしましたので、若干実体的な關係を持つた改正でございます。ちよつと読みましていただきますが、「第五十條第六号及び第七号を次のように改める。六、市町村長が、都道府県の設置する助産施設、母子寮又は保育所について第二十二條から第二十四條までに規定する措置をとつた場合において、これは助産施設や母子寮、保育所という措置をとつたことを指すわけでありませう。」「措置をとつた場合において、入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用。七、都道府県知事が、第二十七條第一項第三号に規定する措置をとつた場合において、これは前の助産施設、母子寮、保育所という措置以外の福祉の措置を全部指しておるわけでございます。その措置をとつた場合において、「入所に要する費用及び入所後の保護につき、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚勢施設、施設、身体不自由児施設又は救護院に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）」この二つの各号の条文は、以前のものと言葉が大部分かわつておりますけれども、実体的にかわりました点は二点でございます。六号、七号共通の問題であります。その一つは措置をいたしました場合に、児童福祉施設に入所する以前の費用、

すなわちこの子供を移送する費用、かような費用と、それから入つたあとの保護費といふものと、その二つがこの措置に伴う費用としてあるのだということとを明確に規定をいたしましたことが一つ、それから入つた後におきまして、入所後の保護費につきまして、第四十五條の最低基準を維持するために要する費用といふ言葉を入れましたのが、その第二点でございます。それでこの五十條といふのは、これは新設の照条文がございませうが、ごらんいただきますとわかりますように、五十條といふのは、元來都道府県が負担する費用を列挙した条文でございます。それで本文は「左の各号に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。」こういうことに相なつておるわけでございます。そうしてその各号にこの六号と七号が出て参るわけでありませうが、それに今の入所後の保護費といふものにつきましたは、いずれの場合にも「第四十五條の最低基準を維持するために要する費用」は支弁しなければならぬといふふうな、ここに挿入をいたしましたのであります。このことによりまして、現在あります最低基準をもう少し詳細に、——カローリでありますとか、すべての面において、詳細に最低基準を規定いたしました。子供の入所後の処遇といふものを確保いたしました。それに要する費用といふものを平衡交付金の中で確保したい。かような意味合いで、この規定を挿入いたしましたわけでございます。

それから「第五十一條第一号を次のように改める。」そこにやはり先ほどの第五十條を改正すると同じような改正が盛り込んであるわけでございます。五十條の方は都道府県が負担する費用、五十條の方は市町村が負担する費用、そのいずれにも前申しましたような二点の改正——入所に要する費用と入所後の費用と二つあるのだということとを明確にいたしますこと、入所後の費用につきましては、最低基準を維持するために要する費用を入れさせたことの二点でございます。

それからその次の項は、二行ばかりの条文でございますが、これはいづれも条文の整理でございます。別に実体的な關係はございません。これは今まで申し上げました事柄に關連する条の整理でございます。

それから「第五十三條の次に次の一條を加える。第五十三條の二、厚生大臣は、第五十條第六号若しくは第七号又は第五十一條第一号の費用の支弁が適正に行われていないか否かについて、当該官吏をして都道府県又は市町村の事務処理状況を、都道府県知事は、第五十一條第一号の費用の支弁が適正に行われているか否かについて、当該官吏をして、市町村の事務処理状況を、それぞれ実地につき調査させることができる。」この規定が五十條、五十一條の改正に關連をいたしましたので、それらに改正によりまして、それぞれ都道府県、市町村は最低基準を維持するに足るだけの保護費を支出しなければならぬといふふうな義務づけられるわけでありませうけれども、それが實際に適正に、その費用の支出をいたしておるかどうかといふことを、厚生大臣

なり都道府県知事なりが、それら現地に就いて調査をする権限を規定した条文でございます。この条文を新しく一條挿入しておきたい、かような意味合いでございます。

それから一番最後の「第五十六條第一項中「第六号から第八号まで」を「第六号及び第七号」に改める。」すなわち第八号を除いたわけでありませう。これは先ほどの提案理由の説明の中にございまして、この第八号と申しますのは一時保護に要する費用でございます。これは本人または扶養義務者のとれる者からとる、こういう規定が五十六條にございませう。その中にありますので、とらなければならぬことになつておつたのでありますけれども、實際問題といたしまして、一時保護といふ事柄の性質上、さうなことは不適当であらう。なおまた實際にとれる人は非常に少いのでありますから、とらぬという規定を除きまして、都道府県の負担だけにする、かような意味合いの改正でございます。

非常に簡単でおわかりにくかつたかと存じます。以上事務的に各条の御説明を申し上げます。

○堀川委員長 次に日程を追加いたしました。予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律案を議題といたしました。審査に入りたいと思ひます。まず政府委員より提案理由の説明を聴取することにいたします。太宰府府委員。

予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律案
予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律

第一条 左に掲げる法律の規定は、

その規定による国庫及び都道府県の負担が、地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第 号）に基く平衡交付金に繰り入れられるため、昭和二十五年に限り、適用しない。

一 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二十一条、第二十二條及び第二十四條第一項（同法第五條の規定による定期

予防接種を行うために要する経費に関する都道府県及び国庫の負担に関する部分に限る。）

二 「トラホーム」予防法（大正八

年法律第二十七号）第六條及び第七條

三 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十六條

四 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第二十八條及び第二十九條

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十六條（同法第三十五條第二号及び第三号の費用並びに都道府県が設置する身体障害者更生援護施設及び養成施設の運営に要する費用に関する部分に限る。）

六 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十二條（同法第五十條第二号の費用に関する部分に限る。）及び第五十三條（同法第五十條第三号、第六号及び第七号並びに第五十一條第一号の費用に関する部分に限る。）

七 伝染病予防法（明治三十年法

昭和二十五年五月三十日印刷

律第三十六号）第二十四條及び第二十五條第一項（同法第十六條ノ二第一項の規定による措置に要する費用に関する部分に限る。）

第二条 伝染病予防法の一部を次のように改正する。

第十六條ノ二を次のように改

める。
第十六條ノ二 都道府県又は市町村ハ政令ノ定ムルトコロニ依リ鼠族、昆虫等ノ駆除ヲ行ヒ之ニ必要ナル人員ヲ置キ及器具、藥品其ノ他ノ物件ヲ設備スベシ

伝染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ都道府県知事ハ政令ノ定ムルトコロニ依リ地域ヲ定メ市町村ヲシテ鼠族、昆虫等ノ駆除及之ニ関スル施設ヲ為サシムルコトヲ得

附 則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

○太宰府府委員 たいだいま 議題になりました予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律案について御説明申し上げます。

昨年シャウア使節団によつて、税制改革の勧告書が発表され、わが国の財政制度について重大な示唆が與えられたのであります。なかんずく地方財政につきましても、従来の国庫補助金及び地方配付税制度にかわるべき西期的な制度といたしまして、地方財政平衡交付金制度の設定が勧告せられたのであります。本制度を実施するため、政府におきましては、地方財政平衡交付金法案を本国会に提案したのであります。この法律の施行に伴いまし

て、厚生省の所管にかかる法律の中で、地方財政平衡交付金に繰入れられる国庫及び都道府県の負担に関する規定につきまして、その適用を停止する等の必要を生じた次第でございます。

この法律案の概要について御説明申し上げますと、まず第一条は、厚生省関係行政費中、地方財政平衡交付金に繰入れられる国庫及び都道府県の負担に関する規定の適用停止を、予防接種法その他六法律において規定しようとするものでございます。本条は地方財政平衡交付金法附則第十五項と歩調をそろえる必要がございますので、同項にならしまして、一応その適用の停止を昭和二十五年に限りすることとしたのであります。

第二条は伝染病予防法の一部改正であります。これは伝染病予防法第十六條の二を改正いたしまして、都道府県または市町村が平常時に行いますところの鼠族、昆虫駆除の実施を義務づけるにとともに、この実施人員の設置、薬品等の設備についての基準を政令で定めることといたしました。これによつて地方財政平衡交付金制度のもとにおいて、鼠族、昆虫駆除の実施に法的な根拠を與え、あわせて伝染病が流行し、または流行のおそれある場合について、伝染病予防法上さらに必要な駆除をなさしめ得るよう規定したのでございます。

以上が本法案の骨子であります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願いする次第でございます。

○堀川委員長 本日はこの程度で散会いたしまして、次会は明日午後一時から開会いたします。

午後四時二十二分散会

衆議院事務局

印刷者 印刷局